

天の川沿岸



土地改良だより

第43号

平成28年8月1日

米原市飯12-3

水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

http://amano-gawa.jp/

農村まるごと保全活動状況



「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」とは

農村地域には、米や野菜が作られている田畑があり、多くの生きものや美しい景観、伝統文化が育まれています。しかし農家の減少や高齢化などにより、豊かな農村の恵みを維持していくことが難しくなりつつあります。

そこで、農家は勿論のこと地域みんなで力を合わせ、農地や水路・農道を始め豊かな自然環境を維持保全することが必要となります。このような集落活動の取組を支援する制度が「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」です。(関連記事P3)



理事長
田辺 和雄

改良区だより 発刊ご挨拶

組合員の皆様には、平素より、当土地改良区の運営並びに事業に、格別の御支援・御協力を賜りまして、誠に有難うございます。お陰様で念願でありました、ポンプ場の電気設備等の更新事業も、本格的に着工に入り、ほぼ順調に進捗しているところです。

今年の稲作も、平穏な気候に恵まれ、見渡す限り青々と育ち、豊作が約束されているかのようです。本年も、昨年同様適度な降雨と共に、皆様の節水に対する御協力によりまして、ポンプの電気料金が節減できるよう願っています。

さて、平成19年度から「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」が事業化され、更に27年度からは法制化され制度が確立されました。国、県、市による全額補助の基に、農地及び道水路の草刈りや水路の泥上げ、そして施設の簡易な補修等を集落の共同活動として実施するものです。これまでに、国が積極的

な推進を図った結果、全国の7割近くの農村集落で取組まれております。

当改良区も、この交付金制度を有効に活用することとし、懸案の事務手続を少しでも軽くするため、本年度から一部ですが集落の事務書類の作成等を受託する（指導含む）ことにいたしました。今後、この農村まるごと保全の取組が管内全域に広がるように、各集落の自主性を尊重しつつ、更なる事務の簡素化や、より充実した活動（資材の共同購入、工事の一括発注、集落間の予算流用等）の展開が図れるように、全域を一地区として扱う広域組織化を目指したいと考えています。各集落で是非とも、この取組について御検討していただきますようお願いいたしまして、誠に簡単粗辞ですが、御挨拶とさせていただきます。



市長
平尾 道雄

ご挨拶

田んぼの稲もすくすくと伸び、緑鮮やかな田園風景が疲れを癒してくれる季節になりました。

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本市農業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに心から御礼申し上げます。また、平素は土地改良施設の管理・運営に御尽力を賜り、地域農業の発展と持続可能な農村集落の形成に向けて取り組まれていることに対しまして深く感謝申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は様々な動きがございました。TPPについては、昨年10月に閣僚会合において大筋合意に至り、今年2月には12か国の閣僚により協定書が署名されましたが、今後の動向について注視していかなくてはなりません。また、伊勢志摩で開催された主要国首脳会議では、農業分

野において食糧安全保障等の取組強化に向け、農業・農村の活性化を支える女性の活躍の推進などが決定されました。

この様な社会情勢の中で農業従事者の高齢化や米価の下落、獣害や耕作放棄地の増加など大変厳しい状況が続いております。若者たちが希望を持てるような農業と、将来にわたり美しく活力ある農村を維持し創り上げ、食の安全安心の素となる生産基盤をしっかりと守り引き継いでいくことが、我々に課せられた大きな使命であります。

本市におきましても、農地中間管理機構による農地利用の担い手への集約化、水田フル活用と米政策の見直し、人・農地プラン策定への支援、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金を活用した農村地域力の向上等に関係機関団体との連携のもと積極的に取り組んでいるところでございます。また、去年は「まち・ひと・しごと米原創生総合戦略」を策定し、人口減少や地域疲弊にどう対応し、再生していくのか市域の特徴を生かしながら住んで良かったと実感できる「まち」を目指して各施策に取り組んでいるところでございます。何卒、御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

当改良区におかれましては、今年度から本格的に電気設備と水管理施設等の更新事業が始まり、節電の取組など多様な課題に対処いただき感謝しています。今後、ますます地域に貢献いただきますようお願い申し上げます。

結びに、天の川沿岸土地改良区が地域農業の管理者としてますます発展されますことと、組合員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

農村まるごと保全向上対策事業

業務委託開始

「農村まるごと保全の具体的な内容は？」

農村まるごと保全の内容について

制度の内容を簡単に説明します。・・・水路の泥上げや農道の路面維持、施設の点検など地域資源の基礎的な保全活動に対して交付される「農地維持支払交付金」や、水路・農道の部分補修、鳥害獣防護柵の設置、植栽や生き物調査の実施など地域資源の質的向上を図る共同活動に対して交付される「資源向上支払交付金」等があり、各々の取組内容や活動実績に基づき、定められた単価に対象農地面積を反映させた交付金が活動組織に交付されるという仕組みです。

管内の農村まるごと保全向上対策について

この制度は、平成19年度から始まりました。当初は、事務処理の大変さや、制度の先行きの不透明さなど懸案事項もありましたが、10年目となる現在は事務処理が相当簡素化され、昨年度からは法律に基づく制度となり予算の安定化と制度の継続性が高まりました。また、本年度からは制度の拡充ということで、より取組み易くなっています。

当改良区管内では当初7集落で始まりました。その後、途中から参加された集落や制度から下りられた集落もありますが、現在、改良区管内25集落のうち10集落で取組まれています。

まるごと保全に対する土地改良区の係わり方について

これまで当改良区としては、活動組織に対して指導、助言、連絡調整程度の浅い係わり方でした。

しかし、この制度は土地改良区にとっても農村集落にとっても大変有意義な制度ですので、理事会で協議を重ねた結果、改良区としてもっと積極的に係わっていくことになりました。

その第一歩として、本年度より報告書類の作成等を中心に事務委託を受けることとしました。事務は相当簡素化されましたが、一定の書類作成は必要になりますので、まずは少しでも活動組織の負担軽減につながればということで始めています。

将来的には、更なる事務負担軽減、組織間の情報共有、施設の計画的な補修・整備ができるように改良区管内全域をひとくくりにした広域活動組織を視野に入れて検討を重ねてまいります。

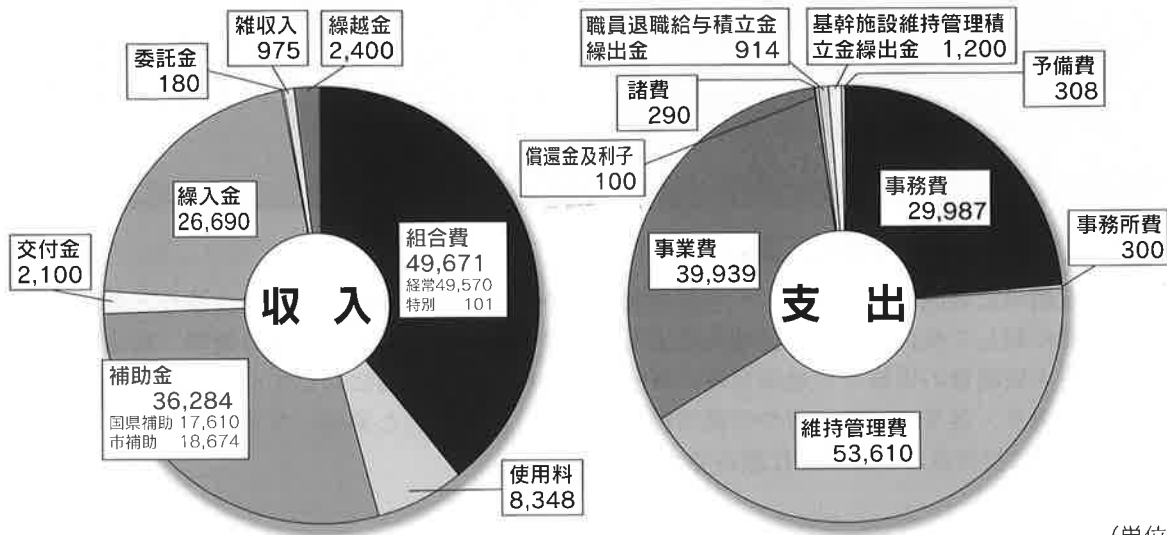
第62回通常総代会開催



第62回通常総代会が去る3月18日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代42名中37名の出席のもと、米原市平尾市長、湖北農業農村振興事務所田園振興課井上課長、米原市経済環境部の横山次長の御臨席を賜り、議長に高溝の粕淵進氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおり可決、承認されました。

平成28年度一般会計収支予算 総額 1億2,664万8千円



(単位：千円)

平成26年度収支決算

一般会計

(円)

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	51,526,980	1. 事務費	28,899,753
2. 使用料	7,428,696	2. 事務所費	323,192
3. 補助金	35,189,000	3. 維持管理費	55,696,817
4. 交付金	8,910,000	4. 事業費	17,589,103
5. 繰入金	3,570,000	5. 償還金及利息	1,838,021
6. 委託金	180,000	6. 諸費	110,560
7. 雑収入	915,310	7. 職員退職給与積立金繰出金	1,340,000
8. 繰越金	3,347,523	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	2,205,000
		9. 総代選挙費	60,411
合計	111,067,509	合計	108,062,857

差引 3,004,652円を平成27年度へ繰越

特別会計残高

(円)

農地転用	221,910,989
職員退職給与積立金	62,243,040
基幹施設維持管理積立金	86,717,961
土地改良施設財産処分積立金	21,545,856
事務所維持管理積立金	29,028,800
増加維持管理基金	79,790,918
合計	501,237,564

農地転用等にかかる地区除外決済金について

平成28年度 農地転用決済金

地区	金額 (10アール当り)
かん排地区	477,780円
普通地区	177,990円
特別1地区	78,620円
特別2地区	111,990円

- 地区除外決済金は、農地転用等による農地の減少、維持管理費の増大により、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、農地転用する際には地区除外決済金を納付していただかなければなりません。
 - 改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合や田を畑に転換する場合は、届出ともに、決地区除外を申請し決済金及び手数料の納入が必要となります。尚、公共事業（道路や河川等）による転用の場合も決済金が必要です。
 - 届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることとなります。
- ※宅地等に転用する場合でも、畑に転換する場合でも決済金単価は同じです。

平成28年度 賦課金額

1. 経常賦課金 (10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	6,000円	7,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

①ほ場整備事業賦課金(ほ場整備償還金：10アール当り)

工区	単価	償還残年数
岩脇	29,380円	最終年

②ほ場整備事業経常費：ほ場整備償還継続地 150 (10アール当り)

平成28年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型) 農業水利施設保全合理化事業	・天の川揚水機場の電気設備及び水管理施設等の更新整備を実施します。 本年度は水管理施設の更新整備を中心に進めます。	390,361 (前年度繰越金及び債務負担含む)
国営造成施設管理体制改革促進事業	・農業水利施設の持つ、多面的機能を適切に発揮させるため、その管理体制の整備強化を図ります。 (管理体制整備推進活動・強化支援・予防保全対策)	14,464
流域田園水循環支援事業	・農業排水のリサイクル利用により琵琶湖への汚濁負荷軽減を図ります。 (施設の点検・調整、濁度測定、ごみ上げ等)	4,000
農業基盤整備促進事業	【定額助成】(農家の自力施工) ・区画拡大(畦畔除去・均平作業) ・暗渠排水・湧水処理 ※補助金の減額により、当初よりも約76%の予算減	4,076

県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型) 事業推進中!!

天の川揚水機場の電気設備と水管理施設を中心とした更新整備事業を進めるべく、一昨年から土地改良法に基づく手続を進め、昨年8月に事業計画が確定しました。その後、滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課で実施設計を発注していただき、検討・協議を重ね現状の機械設備と事業規模に見合った最良の実施計画を策定していただきました。

本年度はこの計画に基づき、まずは水管理施設から着手していただきます。予定では10月上旬には施工業者が決まる見込みです。

なお、事業予算が非常に厳しい状況にあり、他地区からの予算融通や債務負担行為(翌年度予算の先取り)という手法も駆使して予算を確保してもらっているところですが、また一方で、今秋の補正予算に向けてしっかりと要望してもらおうなど、事業の円滑な推進に向けた対応が進められています。

なお、このように予算が厳しい状況では、今後、事業工期を延ばさざるを得ない状況もあるということをお含み願います。

「人権」とは

「人権」ということばからどんなイメージを受けますか。

よく分からないけれど堅苦しい感じ、難しい感じでしょうか。

自分の生活とは関係のないものと思われるかもしれませんが、しかし実は、「人権」は、私たちの日々の生活を支える、とても身近で、大切なものです。

「人権」とは、「私たちが人間らしく幸せに生きるために社会によって認められている権利で、生まれながらに持っている権利」であって、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。

訃報

平成25年4月より理事として土地改良区の運営並びに地域農業の発展のためにご尽力いただいております理事の北邨正明氏(朝妻)が、本年4月に急逝されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

役員紹介

朝妻地区の役員が空席となりましたので、新たに、川崎光幸氏に朝妻地区担当役員として就任していただきました。

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続とは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課します。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

該当する場合は次のページの通知書をご利用ください。

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。
※また、各種届出書はホームページからもダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」の記入例

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成28年 8月1日

現資格者 住所 米原市飯12番地3
氏名 天の川太郎 ㊦

新資格者 住所 米原市飯12番地3
氏名 ママノガワ イチロウ ㊦
生年月日 大昭和 平50年 9月 1日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地：米原市

大字名	字名	地番	地目		地積	備考
			台帳	現況		
飯	〇〇	〇〇	田	田	1,000㎡	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 相続 死亡のため・経営移譲・贈与・売買・交換・賃貸借
その他 ()

(2) 時期 平成28年7月

現資格者が死亡しておられる場合は、印鑑は不要です。

印鑑は認印で結構です。

該当するところに丸印をお願いします。

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

現資格者 住所
(フリガナ)
氏名 ⑩

新資格者 住所
(フリガナ)
氏名 ⑩

生年月日 大・昭・平 年 月 日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地：米原市

大字名	字名	地番	地目		地積	備考
			台帳	現況		
					m ²	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 相続・死亡のため・経営移譲・贈与・売買・交換・賃貸借
その他 ()

(2) 時期

21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策集落活動組織、関係機関と連携図り、水生生物観察会や水質調査学習を実施しました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動を展開していきたいと考えています。



坂田小学校水辺の集い親子活動



息長小学校水生生物観察会



長沢お魚観察会

橋の申請について

- 土地改良区が管理する水路に橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず申請して下さい。
- 通行以外の目的での橋の設置は承認いたしかねます。また、未承認物件は撤去を求める場合があります。
- 承認した目的以外での利用は認められません。通行以外の私的な利用は御遠慮願います。

水路にごみ、刈草を流さない!!

水路にごみ、刈草が流れると水門や取水口、スクリーン等で詰まって水が溢れたり、田んぼに水が届きにくくなります。特に水路の下流域では多量のごみ、刈草が流れてきます。

- ・ごみのポイ捨てをなくしましょう。
- ・刈った草は流れないように工夫しましょう。
- ・風で飛散するようなものは、飛ばないように心がけましょう。

